

広報

がんまき

2011 4

住民と ともに協働のまちづくり



春の訪れをつげる白梅

特集

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 2

- 町民ひろば 4
- MOSAIC PLAZA 知る・募る・語る 5
- 元気講座 ●予防接種は早めにうけましょう 8
- 元気ガイド 9
- 家庭の情報：消費生活相談 10
- 消費生活基礎知識講座
- 図書館通信 11
- 各種相談 12

No.469

上牧町まちづくり基本条例策定委員会



▲上牧町の現状についての意見交換

公募による委員を中心とした21名でスタートした上牧町まちづくり基本条例策定委員会が設置されて以降、すでに5回の話し合いが持たれました。

平成24年度中の制定に向けて作業が進められている委員会の様子をご紹介します。

まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、住民のみならず町が協働で行うまちづくりの基本的なルールを定めるための条例です。

「自治体の憲法」とも呼ばれていて、この条例を定めることにより、安全で安心して暮らせる町を作るための仕組みを整えることになります。

策定委員会は、この条例を制定するために様々な研究や話し合いがもたれています。

【委員に委嘱状交付、正副委員長が選任されました】

昨年10月14日に役場三階委員室で第一回上牧町まちづくり基本条例策定委員会が開かれました。

議事に先立ち、次のかたがたへ町長から策定委員会委員の委嘱状が交付されました。
足立和己・井尻常正・小田博茂・柄沢昌子・木村俊彦・小谷洋子・小林



上牧町議会議員選挙

4月24日(日)投票

身近で大切な選挙です。私たち一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、よく聞きよく考えて投票に行きましょう。

▼告示日 4月19日(火)

▼投票日 4月24日(日)

▼投票時間 午前7時から午後8時まで

▼投票できるかた

・年齢要件 平成3年4月25日以前に出生されたかた。

・住所要件 本年1月18日以前に転入届けをし、引続き上牧町の住民基本台帳に登録されているかた。

▼投票所入場券

選挙管理委員会からおくられてくる投票所入場券には、投票日や投票時間、投票所の場所などが書かれています。投票日まで大切に保管してください。

万が一、紛失した場合でも、これがないと投票できないということはありません。投票の時に紛失したことを投票所の係員に申し出てください。

また、何らかの事情でお手元に投票所入場券が届かなかった場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼期日前投票

4月24日(日)の投票日に仕事や用事などで投票所に行けないと見込まれるかたは、期日前投票をすることが出来ます。

講義では、自治基本条例とは何か、な



基本条例策定に向けて 学識経験者から学ぶ

昨年11月24日に開かれた第二回策
定委員会では、学識経験者中川幾郎
さん（帝塚山大学大学院法政研究科
教授）に講義
をお願いし、
「上牧町自治基
本条例が意味
するもの一分
権型自治体改
革へ」と題し
てお話を伺い
ました。

☆委員会の構成

- ・委員長 遠山 健太郎
- ・副委員長 小林 三紘

その後、互選により次の役員が選
ばれました。

三紘・田島典子・遠山健太郎・西田
久美子・畑中禧一・藤村安則・山中
恭子・山原正幸・三浦詔俊・梶野洋
子・川人真理子・松下洋子・辻 敏
子・芳倉利次・東 充洋・中川幾郎
（アドバイザー）（敬称略）

上牧町の現状などに ついての意見交換

- ・自治基本条例が必要なのか、そ
の重要性や具体的な策定方法、また
ご自身が経験した体験談などを分か
りやすく説明していただきました。
- ・講義内容はつぎのとおりです。
- ・自治基本条例制定の意義
- ・自治基本条例を必要とする時代背景
- ・自治基本条例に関わる幾つかの重
要概念を通して
- ・改めて「自治」づくりを考える
- ・日本型地域社会再生シナリオ
- ・総合住民自治協議会がつくる「まち
づくり計画」の中身は？

☆主な意見

- ・自治会会員が減少している、今後ど
のようにして自治会を活性化させて
いくか課題である。
- ・議会についての情報が少ない。もっ
と広く周知すべきである。
- ・行政と議会の二本柱による運営が制
度疲労を起している。第三の柱
として住民の参画を求めた新たな
まちづくりのしくみに作り替える
必要がある。
- ・町が財政難のため早期健全化団体に

まちづくり基本条例策定 委員会は公開します

陥ったこと、土地開発公社などの問
題について、議会や住民の監視機能
を高めて行かなければならない。
・住民も行政にまかせつきりにするの
ではなく、町の現状を知ろうとすべ
きであり、積極的に情報公開を求め
るべきである。

この委員会は公開していますので、
どなたでも傍聴していただけます。
ぜひ傍聴にお越しください。

開催日程につきましては、広報か
んまきでお知らせする他、町のホー
ムページでも確認いただけます。

●次回委員会のお知らせ

第7回策定委員会の開催について

と き

4月21日（木）午後2時から

と ころ

役場三階 委員会室

まちづくり基本条例策定委員会に
関する情報は町ホームページで公開
しています。

<http://www1.ocn.ne.jp/~kannaki/>

▼問合先

まちづくり推進課

☎ 役場内線232・234番

Eメールでのお問合わせにも応じます。

kannakisasayuri@clear.ocn.ne.jp

各投票区の投票所

- ・期 間
4月20日（水）から23日（土）までの
午前8時30分から午後8時まで。
- ・場 所 上牧町役場一階ロビー
重度の身体障がい者などで郵便によ
る不在者投票（在宅投票）をされるかた
は、「郵便投票証明書」を提示のうえ、
投票日の4日前の4月20日（水）までに
選挙管理委員会へ請求してください。

▼問合先

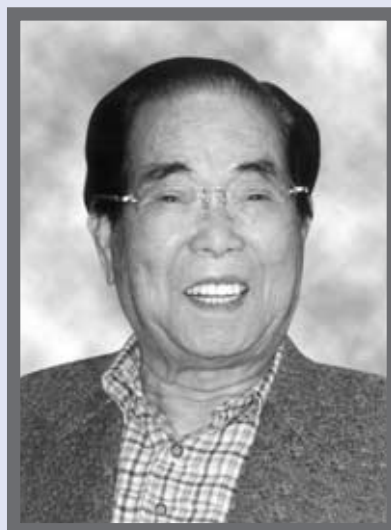
上牧町選挙管理委員会

（総務課内）

☎ 役場内線208番

投票区	投票所施設名	投票区	投票所施設名
第1投票区	南上牧公民館	第9投票区	松里園公民館
第2投票区	上牧町立文化館	第10投票区	米山台公民館
第3投票区	下牧文化会館	第11投票区	金富公民館
第4投票区	新町第1公民館	第12投票区	桜ヶ丘老人憩の家
第5投票区	三軒屋公民館	第13投票区	片岡台1丁目公民館
第6投票区	葛城台公民館	第14投票区	片岡台2丁目公民館
第7投票区	服部老人憩の家	第15投票区	友が丘公民館
第8投票区	片岡台団地集会所		

名誉町民 服部安司さんが永眠



上牧町名誉町民の服部安司さんが3月9日に永眠されました。

服部安司さんは、昭和21年12月に当時の上牧村長に就任。当時は集落もない服部地域に公営住宅の建設誘致、中学校校舎の建設など上牧町発展の糸口をつくられました。

その後県議会議員、衆・参議院、郵政大臣などを歴任されながら国と上牧町とのパイプ役としてご尽力いただき町発展の礎となりました。

昭和60年には勲一等瑞宝章の栄誉に浴されるなど、数多くの功績を残された服部安司さんのご尽力に感謝し、ご冥福を心よりお祈りいたします。

上牧中学校 食品容器環境美化協会表彰



上牧中学校では二十年ほど前から生徒会が中心になり、校区内の通学路や公園などの清掃活動を行っています。
現在では有志約百五十名が環境美化活動を積極的に取り組み、ボランティア活動の意義も伝えながら全校生徒が参加できるような活動を高めています。
近年はリサイクルに対する意識の高まりを受け、「環境美化を図るとともにリサイクルを考える」とのテーマを定めて、特に空き缶や食料容器のリサイクル活動にも力を入れています。
長年のそれらの活動が高く評価され、今回の表彰となりました。

第六回市町村対抗 子ども駅伝大会



県内の小学生を対象にした駅伝大会、第六回市町村対抗子ども駅伝大会が3月5日(土) 河合町馬見丘陵公園特設コース(八区間、十四・六八五km)を会場にして行われました。

大会には県内三十七市町村の代表が参加し、町内からも小学生十二名が参加しました。

上牧町代表として、町の新春マラソン大会で入賞した小学五・六年生十二名が参加し、熱戦を繰り広げました。
上牧町チームは、市町村の部で十三位。町内の部で五位の成績を納めました。

MOSAIC PLAZA

知る・募る・語る

KANMAKI

4月のタウンミーティング

上牧町の現状を皆さんに直接お伝えするために、タウンミーティングを実施します。

会場の都合上、対象地区を設定していますが、当日お住まいの地区のタウンミーティングに参加できないかたは、他の地区でご参加頂いても結構です。

▼とき・ところ・対象地区

友が丘・緑ヶ丘・梅が丘・金富地区のかた

▼4月2日(土)

午後7時から9時まで。

友が丘公民館

松里園地区のかた

▼4月16日(土)

午後7時から9時まで。

松里園公民館

▼問合せ 秘書課

☎役場内線222番

固定資産(土地・家屋)価格を縦覧します

地方税法第四一六条により固定資産(土地・家屋)価格の縦覧を行います。

▼とき

土・日・祝日を除く4月1日(金)から第一期納期限5月31日(火)までの8時30分から午後5時30分まで。

▼ところ

役場一階税務課固定資産税係

▼問合せ 税務課

☎役場内線124・148番

固定資産課税の評価の基礎となる路線価図を公開

固定資産税の宅地評価について納税されるかたに理解と認識を深めていただくために路線価図などの公開を行います。

▼対象地目 宅地

▼対象範囲 全ての路線価

▼対象者 納税者以外も含めて

▼とき 4月1日(金)以降で(土・日・祝日を除きます)

8時30分から午後5時30分まで。

▼ところ

役場一階税務課固定資産税係

▼問合せ 税務課

☎役場内線124・148番

第六回シルバー連合さわやか旅行参加者募集

シルバークラブ連合会では「地域の高齢者の生きがいや仲間作り」を目的として今年も親睦旅行を計画しました。皆さんの参加をお待ちしています。

▼とき

5月9日(月)から10日(火)まで

▼ところ

近江「江・浅井三姉妹博覧会」と山中温泉方面

▼対象

町内在住の六十歳以上のかた

▼費用 一万八千円(二泊四食)

▼申込方法 シルバークラブ会員の

かたは地区会長へ、会員以外のかたは4月8日(金)までに生き活き対策課へ申込んでください。

▼問合せ 生き活き対策課

☎79-2020

障がい児・生徒の体験学習

奈良県立西和養護学校では、小学部・中学部・高等部で障がいのある幼児や児童生徒の保護者に対して、就学や教育についての相談や体験学習を実施しています。

詳細についてはお問い合わせください。

▼問合せ 奈良県立西和養護学校

☎73-2111

東北地方太平洋沖地震対策支援本部を設置

町では東北地方太平洋沖地震支援対策本部を設置し、被災者の皆さんへの支援活動を開始しました。

3月17日には被災地に向け、乾パン二千四百九十六食・毛布五百枚を搬送、その他、被災地の依頼により看護職員・保育士・下水道職員の派遣や町営住宅の入居ができるように作業を進めています。

被災者への義援金も募っています。

▼募金場所

役場・2000年会館・中央公民館・片岡出張所

被災から三日後の3月14日には皆さんから二十三万六千二百七十四円の義援金が集まり、直ちに日赤奈良支部を通じて送金しました。その後も皆さんからの義援金が届き17日までに受け付けた六十三万八千四百円を再度、日赤奈良支部を通じて送金しました。

今後皆様のご協力をお願いします。



高齢者(やよい) 学級生募集 婦人(さゆり)

生涯学習教室として年齢に応じて
高齢者学級と婦人学級を開催してい
ます。

町内にお住まいのかたなら、ど
なたでも参加していただけます。

☆高齢者(やよい)学級

町内にお住まいの六十歳以上の男性
と六十五歳以上の女性が対象です。

高齢者が地域社会にどのような役割
をもつて参加するのを中心、健康
で生きがいのある人生をめざした学習
を行っています。

☆婦人(さゆり)学級

町内にお住まいの六十五歳未満の女
性が対象です。

女性がもつ様々な生活上の問題点に

自衛官を募集

防衛省では平成23年度採用の一般
曹候補生と一般・技術幹部候補生を
募集しています。

☆一般曹候補生(陸・海・空自衛隊)

応募資格 十八歳以上二十七歳未満
の男女(平成24年4月1日現在)

▼受付期間 5月6日まで

▼試験日 5月21日(土)(一次試験)

6月22日から27日までの間の指定す
る一日(二次試験)

☆一般・技術幹部候補生

応募資格 二十二歳以上二十六歳未

ついで学び、いきいき奥様ライフを送
っていただけるように学習をすすめて
いきます。

▼学習内容 講演会・人権学習・社会
見学・創作活動など

▼開講日 5月に開講式を行い、
年間六回程度

▼応募先 社会教育課

(電話・FAX受付可)

▼応募日 4月4日(月)から15日(金)

▼費用 授業料などの直接的な費用
は不要ですが、社会見学などのバス研
修での昼食代・見学代・バス利用代
(二千円)を負担して頂きます。

▼問合先 社会教育課

☎役場内線513番

FAX 7611199

満の男女(平成24年4月1日現在)

▼受付期間 5月6日まで

▼試験日 5月14日(土)(一次試験)

6月14日から16日までの間の指定す
る一日(二次試験)

7月中頃から8月初旬(三次試験)
(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ
二次試験)

☆ホームページでも資料閲覧、請求が
出来ます。

奈良地方協力本部(PC用)

<http://www.wod.go.jp/pcoc/nara>

▼問合先 自衛隊糧原地域事務所

☎0744-2919060

震災に便乗した悪質商法や 詐欺などにご注意

大規模な地震の後には、地震災害
に便乗した点検商法やかたり商法と
いった悪質商法が横行します。また、
義援金詐欺や不安をあおるチェーン
メールなども考えられます。

過去の震災の事例から、これらの手
口を知り、今後に備えることが重要で
すので過去にあった事象をご紹介します。

- ・公的機関ではないのに、公的機関を
思わせる名称で「家屋の耐震診断を
します」というチラシ広告を配布し
て勧誘、高額な契約をさせる。
- 「何か困っていることはありません
か」などと、公的機関やボランティア
を装い、頼んだ後で法外な料金を請
求する。

人権擁護委員による 常設人権相談

法務省人権擁護機関では、常設相
談所を設置し、様々な人権問題につ
いて、電話による相談を受けてあり
ます。人権についての悩みなどをあ
気軽にご相談ください。

- ・「被災地に送るためにボランティア
で古い布団を集めている」と訪問し、
布団を寄付した人に「いい布団なの
でもったいない。打ち直しをしたほ
うがいい」と高額な布団のリフォー
ムを勧誘する。

- ・日本赤十字社や中央共同募金会の名
をかたり、担当者個人と称する銀行
口座に義援金を振り込む依頼のハガ
キや電子メールを送りつける。

- ・公的機関を思わせる名称を用いて自
宅を訪問したり、ハガキを送ったり
して義援金名目のお金を求める。

今回の震災でみられたチェーンメ
ールの例

- ・厚生労働省を名乗り、「石油施設の爆
発により有害物質の雨が降るため、
雨に接触しないように」との内容の
チェーンメールが不特定多数の人へ
送信された(厚生労働省ホームペ
ージより)。

▼電話番号

☎0570-00031110

(常設相談所全国統一電話番号)

▼実施開始日 4月18日(月)

▼相談時間

月から金曜日(休日を除く)までの
午前8時30分から午後5時15分まで

▼相談内容 人権にかかわる問題

担当者 人権擁護委員・法務局職員

▼問合先 奈良地方法務局

☎0742-2315457

可燃ゴミの収集日が 変わります

4月1日(金)から、可燃ゴミの収集日が変更になります。

これは、ハッピーマンデーに伴い、月・木曜日の収集地域の収集回数が、年間約七回程度少なく、公平化を図るため、昨年度から実施しているものです。

また、この可燃ゴミの収集体制は、一年毎に変更を行う予定にしていますので、毎年お配りしている「ゴミカレンダー」を充分ご確認のうえ、排出していただきますようお願いいたします。

▼変更内容

☆平成22年度の可燃ゴミ収集日が
火・金曜日だった地域

(下牧一・七丁目・友が丘・緑ヶ丘・服部台・北上牧・米山台・南上牧・プレステアーバン・松里園・五軒屋・葛城台・三軒屋の一部)
4月1日から月・木曜日の収集になります。

農地の賃借料情報

農地法の一部が改正され平成21年12月に施行されました。この改正により、これまで農地の小作料の目安とされてきた標準小作料が廃止されました。

これに替わり、改正農地法第五十二条の規定により、農業委員会が農地の「賃借料情報」の提供を行うことになりました。

☆平成22年度の可燃ゴミ収集日が
月・木曜日だった地域

(片岡台・桜ヶ丘・滝川台・ゆりが丘・新町・三軒屋の一部・下牧一丁目)
4月1日から火・金曜日の収集になります。

☆本来、可燃ゴミについても、不燃ゴミと同様に町内全域を一度に収集するのが望ましいと考えていますが、資源物(空き缶・空きびん・ペットボトル・白色トレイ)の減量作業、収集車の台数、粗大ゴミのリクエスド収集などの問題があり、今日まで町内を二つのエリアに分けて収集を行っていました。
従って4月1日から誤って出された可燃ゴミは回収できませんので、十分に注意をしていただきますようお願いいたします。

▼問合せ 環境課

☎ 役場内線 000番

この「賃借料情報」は賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方よく協議したうえで締結してください。

▼10a当りの平均額

- ・田 一万四千二百円
- ・畑 六千円

▼問合せ

まちづくり推進課
☎ 役場内線 205番

上牧町住民の皆様へ

ご挨拶

陽春の候、新しい旅立ち、船出が厳粛にまた華やかに行われるこの時季。私共社会福祉法人「和光会」も新たな船出を致しました。平成19年4月に指定管理者として選出いただいて4年、精一杯の運営を心がけてまいりました。そしてこの度上牧町より全面移管のご指名をいただき、平成23年4月1日をもって

『上牧町立上牧第三保育所』改め

【やまびこ保育園】として船出致しました。

子どもたちの「呼びかけ」、保護者の方々の「呼びかけ」、地域の方々の「呼びかけ」に對して、心を響かせる「声」でお応えしたいという気持ちを込めた命名です。これから気持ちのいい「声」が響き渡る保育園を目指して努力していく事をお誓い申し上げます。

平成21年4月に船出した**【西大和黎明保育園】**共々、お声掛けをよろしくお願い申し上げます。

平成23年4月

社会福祉法人 和 光 会
理 事 長 藤 崎 隆 明

(広告)



赤ちゃんや子どもは、大人より抵抗力がないため、かかると重症になってしまう病気があります。予防接種ができる年齢に達したら、出来るだけ早く予防接種をしておきましょう。

麻しん、風しんは春から初夏にかけて流行します。麻しん、風しん(MR)の予防接種はできるだけ早めに済ませておくことが大切です。

乳児期のお子さんの生活範囲はほとんど家庭内に限られていますが、兄弟が保育園や幼稚園に通っていると、その兄弟の間で、色々な病気がうつってしまう事が多いのです。そのため麻しん、風しんのⅠ期(生後12~24カ月未満)にあたるお子さん、Ⅱ期(平成17年4月2日から18年4月1日生れ)の年長児にあたるお子さんは、早めに予防接種を受けておきましょう。

また、小学校高学年以上の児童が麻しんにかかると、症状が重くなりやすいので、Ⅲ期(平成10年4月2日生れから11年4月1日生れ)にあたる中学1年生、Ⅳ期(平成5年4月2日から6年4月1日生れ)にあたる高校3年生も早めに予防接種を受けてください。

また、日本脳炎については夏に感染が多くなります。理由としては、夏に水田などに発生するコガタアカイエカという蚊が日本脳炎ウィルスを持っている豚などを刺し、人間も刺すことで感染につながるためです。日本脳炎ウィルスの存在は、西日本を中心に広い範囲で確認されています。

● 予防接種は早めにうけましょう ●

感染を防ぐために、ワクチンを接種しましょう。

3歳から7歳半までの場合はⅠ期、Ⅰ期追加、9歳から13歳未満の場合はⅡ期(Ⅰ期が未接種の場合は、この時期にⅠ期の接種も可能です。)を受けることができますので、早めに受けてください。

予防接種の対象年齢にあたるお子さん、お孫さんがおられる家庭では、まだ接種していない予防接種がないか、もう一度確認をしてください。

上牧町内個別接種委託医療機関

- ・安達内科医院
桜ヶ丘2-13-21 ☎ 3 2 - 0 7 0 3
- ・かがや内科クリニック
米山台2-2-10 ☎ 7 7 - 8 0 7 0
- ・南クリニック
片岡台2-13-15 ☎ 3 3 - 7 0 3 1
- ・松井医院
片岡台2-6-5 ☎ 7 3 - 8 6 1 9
- ・くずもとファミリークリニック
葛城台3-12-22 ☎ 5 1 - 3 3 5 5
- ・奈良友会病院
服部台5-2-1 ☎ 7 8 - 3 5 8 8

定期予防接種

☆麻しん・風しん(MR)混合ワクチン

Ⅱ期 年長児(平成17年4月2日から18年4月1日生れ)

Ⅲ期 中学一年生(平成10年4月2日から11年4月1日生れ)

Ⅳ期 高校三年生(平成5年4月2日から6年4月1日生れ)

☆破傷風・ジフテリア(DT)

二種混合ワクチン

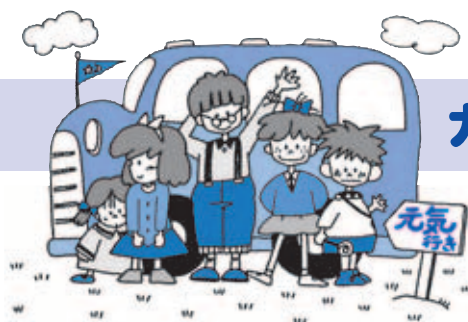
小学六年生(平成11年4月2日から12年4月1日)、中学一年生、高校三年生へは、4月中旬に予防接種を各家庭に郵送します。

これらの予防接種には予防票が必要です。紛失された場合は2000年会館の窓口でお渡しします。

任意予防接種

4月から次の予防接種費用の全額を助成します。(法律で義務付けられた予防接種ではありません。)

ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種は見合わせになつておりましたが、4月1日を目途に接種の再開に向けて準備が進められています。



●問合先：生き活き対策課 ☎79-2020

●ところ：2000年会館内

相談

★乳児相談

と き：4月12日(火)

午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳になるまでの乳児と保護者

内 容：計測、相談(育児・発達・離乳食など)。午後2時から2時30分は交流会を行います。(保育士のふれあい遊び、保健師のお話、保護者の交流)。交流会の時間は、計測を一時中断します。

持参品：母子健康手帳

★幼児相談

と き：4月22日(金)

午前9時から11時までと午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳から就学前までの幼児と保護者

内 容：計測、相談(食事・子育てなど)。

持参品：母子健康手帳

★成人健康相談

と き：4月22日(金)【要予約】

午前9時から11時30分までと
午後1時30分から4時まで受付
糖尿病・高血圧・高脂血症・禁煙・生活習慣を改善したいかなど、何でもお気軽にご相談ください。

健康診査

対象者には個人通知します。

★乳児(3・10ヵ月児)健康診査

と き：4月14日(木)

対象者：
(3ヵ月児)平成22年12月1日から平成23年1月14日生まれ。
(10ヵ月児)平成22年5月14日から6月14日生まれ。

★1歳8ヵ月児健康診査

と き：4月20日(水)

対象者：平成21年8月10日から9月20日生まれ。

★3歳児健康診査

と き：4月28日(木)

対象者：平成19年10月25日から11月28日生まれ。

検 診

★2歳児歯科検診

と き：4月21日(木)

午前9時から9時30分まで受付
対象者：平成20年11・12月生まれ。
受診できないかたは、満3歳の誕生日前までなら、次回以降でも受診することができます。

教 室

★妊婦さん集まれ

2回開催【要予約】

と き・内容：

4月22日(金)
午後1時30分から2時30分まで。
妊婦同士の交流会、栄養のお話
5月10日(火)
午後1時30分から2時30分まで。
助産師のお話

対象者：妊婦

持参品：母子健康手帳

ポリオ

と き：5月11日(水)

午後1時20分から2時20分まで受付
対象者：生後3ヵ月から7歳6ヵ月未満でまだ2回接種していないかた。未接種の兄弟姉妹がいるかたはなるべく一緒に接種してください。

持参品：母子健康手帳

※昭和50～52年生まれの成人ポリオ(費用1,000円)も同時にしています。

持参品：印鑑と生年月日のわかる保険証、免許証など(当日、同意書と予診票を会場で記入してもらいます) 母子健康手帳をお持ちの方はご持参下さい。お持ちでないかたは接種済証をお渡しします。

※発熱者、下痢をしているかた、妊娠しているかたは接種できません。

☆子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がんの原因ウイルスの一部の型の感染を予防するワクチンです。

▼対象者 中学一年生から高校一年生の女子(平成7年4月2日から11年4月1日生れ)

子宮頸がん予防ワクチンを接種希望のかたは、母子健康手帳を持参のうえ、2000年会館窓口まで予診票を取りに来てください。

☆ヒブワクチン

ずい膜に細菌が感染して炎症を起こす「細菌性ずい膜炎」を予防するワクチンです。

▼対象者 生後二ヵ月から五歳未満の児(接種当日の年齢)

☆小児用肺炎球菌ワクチン

抵抗力が低下したときなどに罹る可能性のある肺炎、慢性気道感染症、ずい膜炎などを予防するワクチンです。

▼対象者 生後二ヵ月～五歳未満の児(接種当日の年齢)

町のホームページもご覧ください。

プレイルーム利用日について

平日、午前9時から午後5時まで利用して頂けます。

●消費生活相談●

消費生活基礎知識講座

「契約はどんな時に成立するのか？」

今年度の広報紙では、相談内容の紹介以外に、消費生活を送る上での基本的な事項についても紹介していこうと思います。

まず、一回目は「契約」について。

（事例一）送りつけられた商品

ある日宅配便が届き、何気なく受け取り、開封をした。注文した覚えのない商品と、代金請求書が入っていた。また商品を受け取ったら、代金は支払うように書かれたメモも添えられていた。代金を支払う必要はあるか？

（事例二）本意ではない返答をした場合

何度も何度もしつこく電話をしてくる業者。相手をするのが面倒になり、「いいでは買います」と返答。その後商品と請求書が送られてきた。早く電話を切るために軽い気持ちで「買います」と言っただけなので支払いを拒否したら、業者は「契約は成立している、代金を支払う義務がある」という。支払う必要はあるか？

『契約の成立＝「申し込み」＋「承諾」』

「この商品を買って下さい（申し込み）」はい、買います（承諾）。あるいは「この商品を買ってください（申し込み）」「承知いたしました、売ります（承諾）」という売る側と買う側の（申し込み）と（承諾）の意思の合致に

よって契約は成立します。

（事例一）の場合は、「この金額で、この商品を買って下さい」という売り手側の（申し込み）の意思表示のみで商品を送っています。消費者が宅配便を受け取った時点では、この荷物が業者から商品買い取りの（申し込み）であるということを知らずに受け取っている。受け取っただけでは、「買います」という（承諾）の意思表示をしたことにはなりません。したがって契約は成立してならず、消費者は商品代金を支払う義務はありません。

送られてきた商品の所有権は、消費者にはないので、勝手に処分することはできません。このような送り付け商法＝ネガティブオプションは、特定商取引法という法律で商品の保管期間が決められています。

業者が商品の引き取りを要求した場合

↓保管期間は商品が届いてから七日間

業者が商品の引き取りを要求しない場合

↓保管期間は商品が届いてから十四日間

保管期間を過ぎると、消費者が商品を処分してもかまいません。

また、中に入っていたメモ書きに「商品が不要なら返品してください、返品なき場合は契約締結となるため、代金を支払ってください」などという言葉がそえられていたらどうなる

のでしょうか？「返品なき場合は契約締結」というのは、送ってきた業者が一方的に決めたルールで、そのルールに関しても消費者は同意していないので、この場合も契約は不成立となります。この場合の保管期間や商品の処分の時期は、右記と同じです。

次に（事例二）について考えてみましょう。消費者は迷惑な電話を早く終わらせたいという意図があつて、「買います」と答えた、あるいは本当は契約したくないという意図があつたとしても、消費者のそのらの思いは、言葉にしない限り業者には全く分からないことです。「買います」（承諾）のみが業者に伝わっている。この場合は、「買って下さい」（申し込み）と「買います」（承諾）というお互いの意思の合致があつたとみなされてしまいますので、安易な返事は禁物です。

業者と消費者が結ぶ契約においては、業者と消費者の情報量や知識の量に差があり、対等な立場での契約ではない場合が多いので、勧誘時の状況などから判断をし、消費者契約法や特定商取引法で契約を無効としたり、解除できると定められている事柄に当てはまる場合もあります。契約が成立しているかどうかの判断に迷う場合も含め、業者とのトラブルに巻き込まれた場合は、消費生活相談室にご相談ください。

てんいち先生



◆上牧町ホームページ◆

・ <http://www1.ocn.ne.jp/~kanmaki/>
・ Eメール kanmaki@plum.ocn.ne.jp

図書館通信

新刊紹介

廃院のミカエル
篠田節子著・集英社



ギリシャで廃院となった修道院に迷いこんだ主人公たち。かつて居た修道士は死に絶えたという。その死の謎は？修道院で何が起ったのか？異国の地を舞台に繰り広げるサスペンス。

グッドバイ バタフライ
森 英恵著・文藝春秋



クリスチャン・ディオールとの出会い、日本映画界での仕事など、日本を代表するデザイナー森英恵が、すべてを綴った自伝です。ファッションショーの写真も楽しめる一冊。

にんじんさんとじゃかじゃかじゃん
長野ヒデ子著・世界文化社



にんじんさん、きゅうりさんたちがころころ、にこにこやってきました。さあ、何が始まるのでしょうか。食べることが楽しくなる一冊です。

不思議な羅針盤
梨木香歩著・文化出版局



生き物との出会い、見知らぬ人との会話など、日常の出来事から色々な思いを綴っていたエッセイ集。毎日をゆったりとした気持ちで過ごす素晴らしいものが見えてきます。

★4月のお話会ピーターパン★

5日(火)・19日(火)
午前10時30分から
9日(土)・23日(土)
午後2時から

・4月から町立図書館ホームページで蔵書検索ができます。
<http://www5.ocn.ne.jp/~kanmaki/>
本・AV資料は期限内に返却しましょう。

図書館の開館時間
午前9時から午後5時まで。

たたらをふむ女神カナヤゴ
山口節子著・新日本出版社



イネをかるきょうだいの前に、白サギが飛んできて、いつしか女神さまに…。武器となる刀は打たないけれど、平和のときに使う農具は打つ…。村の鍛冶屋の精神の根源をさかのぼる物語。

●図書館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・毎月末日(その日が、休館日にあたる時はその翌日も休館)・年末、年始(12/27～1/5) ☎0745-78-9903

いるは司法書士事務所

債務整理

・過去に完済された方
・借金が減らない方

遺産相続

・相続でお悩みの方
・遺言をお考えの方

裁判手続

・貸したお金が返ってこない
・貸借トラブル

会社設立・成年後見・抵当権抹消・消費者問題・離婚問題等
営業日 月曜日～金曜日
営業時間 AM9:30～PM5:30
土日・夜間予約により対応可

北葛城郡河合町星和台2丁目5番7号
スペースワンビル2階
(駐車場有、イオン西大和店徒歩1分)

TEL 0745-73-1414



相談無料
秘密厳守
お気軽に
ご相談ください。



(広告)

ソフトテニス 教室開催 生徒募集

◎日 時：5月8日(日)から10回(毎週日曜日)
午後2時～4時(2時間)
◎場 所：第二テニスコート(3rd・4thコート)
◎申込資格：小学4年生から一般、中・高生まで
◎費 用：(スポーツ保険・ボール代・コート使用料含む)
(10回分) ☆2000円(小・中学生)
☆2500円(高校生から一般、中・高生まで)
◎申込受付：第二テニスコートにて
(火・金・日の午後1時まで)
◎申込締切：5月1日(日) 午後1時まで
◎連絡先：☎0745-73-6807
(ソフトテニスクラブ 平尾まで)

中・高生
親子
大歓迎!

性別、経験・未経験を
問いません!
一緒にテニスを楽しみ
ましょう!

(広告)

各種相談 《ご案内》

●法律相談

☆上牧町主催（偶数月に開催）

担当：弁護士

とき：2・4・6・8・10・12月の第一水曜日

午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合せ先：

役場秘書課へ電話で申し込んでください

☎76-1001 役場内線298番

☆中南和法律相談センター（奇数月に開催）

担当：弁護士

とき：1・3・5・7・9・11月の第二金曜日

午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合せ先：

奈良弁護士会へ電話で申し込んでください

☎0742-22-2035（相談日の1週間前の午前9時30分から申込受付。

当日の申し込みは出来ません）

●行政相談

担当：行政相談委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：役所の仕事について全般

問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

●人権相談

担当：人権擁護委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：人権問題全般

問合せ先：福祉課 ☎役場内線145番

●納税相談

担当：徴税吏員

とき：毎月第二水曜日 午後1時～3時30分

ところ：役場1階 徴収課

定員：先着申込順5名

内容：町税と介護保険料、後期医療保険料について

申込・問合せ先：

役場徴収課へ事前に電話で申し込んでください。（相談日の1週間前から申込受付。） ☎役場内線125番

●消費生活相談

担当：消費生活相談員

とき：毎週火曜日 午後1時～5時

毎週木曜日 午前8時30分～午後0時30分

（上記共、祝日は除く）

ところ：役場1階の相談室

内容：消費生活問題全般・多重債務問題

問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

●教育相談

担当：学校指導主事

とき：毎週火曜日 午後1時30分～4時

相談：電話による相談 ☎役場内線119番

内容：教育問題全般

問合せ先：教育総務課 ☎役場内線119番



地域密着型で効率的な広告

見本

お店の広告は広報紙で

月1回、町内全戸配布の広告で商売繁盛

広報 **かんまき**

上牧町役場秘書課 0745-76-1001

掲載料：1枠 1万円／2枠 2万円

（この見本の大きさは1枠です）

広報「かんまき」の紙面に町の財源確保の一環として申し込み順に有料広告を掲載しています。これらについては町が広告主の利用を特別に推奨したり、その内容を保証するものではありませんのでご利用にあたってはご自身の判断でお願いします。

広報「かんまき」の広告



町の動き

世帯数	9,679(－1)
男性	11,529(－18)
女性	12,587(－6)
合計	24,116(－24)
	()は前月比

平成23年2月末日現在

*町の木 まき

*町の花 ゆり

上牧町は非核・平和都市宣言の町です。



本紙は再生紙を使用しております。

12
かんまき 2011.4.

